



Title	萬葉集「神之埼狹野」の試訓
Author(s)	音代, 湘園
Citation	懷徳. 1957, 28, p. 43-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90311
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

萬葉集「神之埼狹野」の試訓

音代 湘園

萬葉集中羈旅の難澁を詠じた歌は多いが、卷三の長忌寸
與麻呂の一首は自己の體験を表現した作品に相違ない。

苦毛零來雨可神之埼狹野乃渡余家裳不有國一六五

第三句「神之埼」は寛永本には「ミワノサキ」と訓み、

「カミノサキ」以外に從來異論も無かつたやうであるが、
温古堂本に「ニワノサキ」と異訓を存してゐるのみで、

今日までの萬葉學者で温古堂本の訓に従つた人を知らな
い。神の字を「ニワ」と訓むことは、和泉國に「上神谷」
といふ地名があつて『倭名抄』では「加無都美和」と
訓を與へてゐるが、現在では「ニワグニ」と稱してゐる
のを傍證とすることが可能である。神を「ニワ」と訓む
典據を未だ知らないが、祭の「ニワ」などの場所の意が、
神其ものに轉じたのであらう。『延喜式』の神名帳に尾
張國丹羽郡爾波神社が見える如きも同系の語に出づるの
であらうか。しかし其祭神は丹羽氏の祖神といふ説に一
致してゐる。例へば伴信友の『神名帳考證』に

爾波神社〔古事〕神八井耳命者尾張丹羽臣島田臣等之
祖也○今在高雄庄丹羽〔波イ〕村〔和鈔〕丹羽〔國帳〕

從三位爾波天神

と記され、『大日本史神祇志』には

爾波神社 ○國內帳作丹羽天神今在丹羽村蓋祀尾張丹羽臣祖神八井耳命

古事記
延喜式

と同説が掲げられてゐる。しかし温古堂本の「ニワノサ
キ」の訓は「神」を「ニワ」と訓じ得る可能性を示すに
過ぎないもので、ニワノサキといふ地名があつたといふ
典據にはならない。『大日本地名辭書』の索引にも『日
本地名大辭典』にもニワノサキは見當らず、温古堂本の
訓は採用し難いといふ事に歸着する。

『西本願寺本萬葉集』の訓は「ミワノサキサノ」とある
から、是が舊訓であつたことが判る。仙覺の『萬葉集註
釋』にも「ミワノサキサノ」とあつて、之が平安朝以來
傳承されて來た訓であることを語つてゐる。然るに此訓

に對して初めて異を樹てたのは荷田春滿である。彼の説を信名が編輯した『萬葉叢抄』に「カミノサキサノ」と訓んである。しかし彼の門人賀茂眞淵は之を再び「ミワノサキサヌ」に還元した。にも不拘眞淵の門人、荒木田久老は更に「カミノサキサヌ」を提唱し、孫弟子岸本由豆流も之を踏襲した。尤も夙くから藤原定家は「ミワガサキサノ」に従つて『新勅撰和歌集』に此詠を載せてゐるし、藤原爲家撰の『萬葉集佳詞』や『續古今和歌集』にも「ミワノサキサノ」が採用され、中世の由阿は『青葉丹花抄』に「ミハノサキサノ」とよみ、宗祇も『萬葉抄』に「ミワカサキサノ」を襲ひ、下河邊長流や契沖に至るまで、そのまま此説が行はれたのである。唯前者は「ミワガサキサノ」後者は「ミワノサキサノ」と所有格の助詞の小異があるのみである。大勢は依然として「ミワノサキサノ」の側にある。今左に一覽表を提示して訓詁の變遷を願ふことにする。

ミワノサキサノ 西本願寺本、仙覺抄、佳詞、青葉丹花抄、目安補正、代匠記、寛永本、類句、校異本、定本、新訂選釋、續古今和歌集、正訓本、新見、評釋（佐佐木信綱）、大成本、八雲御抄、

ミワガサキサノ 新勅撰和歌集、宗祇抄、名寄、玉勝間、講話、全譯、全註釋、新定本、古徑、考說、新

訂新訓本、日本古典全書本、萬葉の遺跡をさぐる（國文學解釋と鑑賞、昭和廿七年一月號）、事典、日本古典文學大系本、

ミワノサキサヌ 考、新考（安藤野雁）、新考（井上通泰）、辭典初版、新解初版、作者類別年代順本、講義、新釋初版、年表（土屋文明）、符號本、日本文學大成本、評釋（窪田空穂）

カミノサキサノ 童蒙抄、檜の柚、目安補正、名歌選、カミノサキサヌ 槻落葉、攷證、古義、註疏、選釋初版、紀行、私注、總索引、萬葉集研究百首選（齋藤茂吉編）、

ミワガサキサヌ 略解、檜婦手、地理考、評釋（金子元臣）、總釋、新講、新校本、秀歌、佳詞、口譯、全釋

ミワガサキ 和歌色葉、

以上の諸訓を通覽するに、「ミワノサキサノ」或いは「ミワガサキサノ」の二系列に落付く如くである。しかし「ヌ」は「ノ」音の一種とする説が橋本進吉博士の上代特殊假名遣の研究によつて明らかめられてから、最近の訓法は皆「サノ」と舊訓に還元して、賀茂眞淵が提唱した「サヌ」の訓法は一應解消する傾向にある。しかし此「ミワノサキサノ」を地名として何處に擬定するか依

つて、此訓の決定がもたらされる。此地名はもと動搖性を持つてゐて、中世以來定説を見なかつたのである。

『仙覺抄』には次の如く説いてゐる。

ミワノサキ、五代集歌枕ニハ、大和國トシルセリ。然
而コノミワノサキ近江歟。近江ニミ和社アリ。今歌ノ
前後ノ歌、近江ノ詞アル故也。

更に『青葉丹花抄』に於て由阿は仙覺の説を襲ひ、左の如く近江説を繰返してゐる。

さの渡は近江國に有。

仙覺が近江説を提唱したのは此歌の前後に、原本には近江の歌があるからである。下河邊長流の『萬葉集名寄』にては、之を大和國の分類に入れて居る。『萬葉代匠記』に於て契沖は初めて紀伊説を提唱した。初稿本にいふ所と精撰本に論ずる所とは大體同一趣旨である。初稿本には今案、是はふたつなから紀州の名所なり、ある僧の、紀州に縁ありてたひたひまかりけるかかたれるは、熊野にちかき海へにみわさきといふ所ありて、やかてとなりてさのといふ所あり。

と、紀州へ屢々旅する僧侶の談話をのせ、精撰本には或僧ノ紀州ニ縁アリテ度々往來センカ語侍リシハ、熊野ヨリ西ノ海邊ニ、ミワサキ、サノトテ兩處ツツキテ侍ルト申キ

と殆んど同説を掲げてゐるが、彼の友人から確かめられたので餘程自信があつたのであらう。以下諸註釋書の地名説を表示してみる。

近江。仙覺抄、詞林采葉抄、青葉丹花抄、童蒙抄、大和。名寄、書言字考節用集、楊鳴曉筆、井蛙抄、詞林采葉抄、口譯、新解、全譯、新定本、大成風土篇、紀伊。代匠記、考、楓落葉、略解、攷證、玉勝間、古義、目安補正、註疏、新考（安藤野雁）、新考（井上通泰）、檜婦手、選釋、辭典（佐佐木信綱）、辭典（折口信夫）、考説、大日本地名辭書、全釋、日本古典全書本、地理考、講義、新釋（澤瀉久幸）、評釋（金子元臣）、評釋（窪田空穂）、評釋（佐佐木信綱）、總釋、新講、秀歌、講話、全譯、佳調、拾穗抄、名歌選、萬葉の遺跡をさぐる、大成風土篇、日本古典文學大系本、

和泉。紀行、私注、

契沖が一友人の僧侶の紀州の地理に詳しいのに徴して、紀伊説を提唱してから、爾後の註釋書は概ね紀伊説に共鳴賛同して居り、仙覺系の近江説と長流系の大和説は、之がために壓倒された貌である。現代の註釋書も敢て異説を提唱するものは殆んどない。然るに土屋文明氏は昭和十七年五月號の短歌研究に於て、和泉説を突如として

提案されたのである。自分は短歌研究は改造社が創刊して以來、一號も缺さず購讀してゐたが、通讀したことは稀れて昭和十七年の一揃ひは製本するために、家から大阪へ他の同年の十數種の學術雜誌と共に運んで一年も置いてあつた。それが不幸にして昭和廿年三月十四日の大阪の空襲の際に焼けてしまつた。天沼博士の建築講義にテキストとして使つた燈籠と塔の圖録も其時一緒に灰燼に歸した。土屋氏の説を讀んだのは『萬葉紀行』と題する單行本になつてからで、それも昭和十八年十二月刊行當時に買ひながら、讀んだのはそれから四年半後の昭和廿三年四月である。土屋氏の新説は非常に示唆に富む説である。土屋氏の提出された和泉佐野へは二回程行つたことがあるが、未だ一度も海岸を歩いたことはなかつた。又其町の古代性も今まで溯及したこともなかつた。土屋氏の説に刺激されて、之を再検討するの機を得たのである。

萬葉集の「神之埼」を土屋氏の如く和泉に擬定することとは、一應可能の様に思はれる。其適合性から遊離して、推理の一方方法としては字面の上から別に杆格を生じないであらう。『行基年譜』には七十四歲天平十三年の條に

船息二所

大輪田船息 在攝津國菟原郡宇治

神前船息 在和泉國日根郡日根里近木郷内申候
即ち謂ふ所の意味は、近木郷内のサルの方角にあるといふので候の一字は自分には意味不明であつて、恐らく衍字ではなからうか。『行基年譜』は刊本に依つたので、古鈔の善本に接しないので確定的な斷案は下せないが、かく假定して後考を俟つ。申は西南に方るから、丁度方位的に合致する。神前の船息は近木川の河口附近であらう。河口は土砂を運んで岬を形成して居り、其北側が灣の如き地形にあるから、船のいこひ場所としては好適であらう。そこに神前村があり、神前神社が祀られたのである。『延喜式』には日根郡に神前神社があり、伴信友の『神名帳考證』には

神前神社「志」在神前村今日在畠中村領俗稱妙見
と見え『大日本史神祇志』には
神前神社 今在神前村國內帳爲正五位下
とあり『皇太神宮儀式帳』に

神前神社一處稱國生神兒荒前比賣命なる説明があつて、祭神を明示してある。明治時代には神前村・加治村・畠中村が接續してゐたが、現在は貝塚市に合併せられた筈である。神前神社は今近木川河口に近き高靈神社に合祀されてゐることである。舊社地は池のそばであらう。神前の位置はかくの如く近木川の突端にある岬を以

て之に考定することが出来る。一方佐野の最古の文獻は土屋氏の説かれる如く『播磨風土記』であらう。揖保郡に

狹野の村、別君王手等が遠祖、本川内の國泉の郡に居りき。地の便よからざるに因りて遷りて此土に到る。仍りて云ひけらく、此野は狭けれども猶居つべしといひき。故狹野と號く。

地名語源説話の一種であるが、これは夙く『大日本地名辭書』の播磨揖保郡の項に引用する所であり、『行基年譜』の神前船息も、同書に吉田東伍博士が引用してゐる。和泉が河内から分離したのは天平寶字元年であり、右の本文を信用すると、天平寶字以前に別君王手の遠祖が播磨に移住したことになり、和泉に居つた舊地をも狹野といつて居たことを説明して居る。サノは字義通り狭い野と解釋すべきか或は松岡靜雄氏の『日本古語辭典』にいふ如く、柴野即ち沃野の義でもあらうか。或はサは單に發語にて野を意味するだけか。例へば「さよ」「さをとめ」「さむしろ」「さなへ」「さには」「さをしか」等の如く名詞の接頭語としての役目を有するのみか。或は飛躍的に過ぎて批難を蒙るかも知れないが、アイヌ語にては「サ」一字にて野原、平原を意味し、又「サノ」と續ければ「サ」は海邊「ノ」は岬の義となつて、太古の佐野

を岬とすれば頗る好都合であるが、かかる臆斷が果して許されるか。『出雲風土記』にも狹布之稚國の名が見え、八雲立つ出雲の國を斥してゐる。これも狹野の意であらう。神武天皇の諱、狹野尊は如何なる命名法に基くのであらうか。飯田武郷が『日本書紀通釋』に説く如く、高千穂山麓の平野を指したものであらうか。そうすると、上野の佐野も同じ地名語源となる。萬葉集にも狹野茅(弟イ)上娘子がある。狹野を大和に求める説に従ふと、神武天皇の諱も大和の地名に基くこととなる。

さて又上記の神前神社に戻ると『新撰姓氏錄』に神前連があり「百濟國人正六位上賈受君之後也」とあつて、和泉の地を本貫としたのかも知れない。和泉佐野は不幸にして未だ古い文獻に遭遇しないが『熊野御幸記』に依れば、後鳥羽院の御列に扈從して、藤原定家は建仁元年十月七日、佐野の王子に詣つてゐる。『群書類從』の一本の本文は、あまりよくないが、『明月記』と比較すれば、少し出入がある。即ち左の本文である。因みに定家の『熊野御幸記』は『明月記』の一断片的抜萃に過ぎないことは、兩書の本文を比見すれば直ちに判明する。後人の勝手な命名書である。

又馳入登養所コ木二王堂云々食了參胡木新王子。從(自イ)是指(融イ)步行也過御所。晝御宿鶴(鶴イ)子

(原力) 此野云々。參サ野王子。

三條西實隆の『高野參詣日記』にも天文二年とおぼしき四月廿二日の條に「さの」が見える。

高野に參詣のことおもひ立て、宗珀といふものをしるべとたのみてまかりたち侍り。さのといふ處に興かきすへたるほど、市人さわぎたつるを見て

いつみなるさののいち人たち騒きこの渡りには家も有けり

右の歌は明らかに萬葉集の奥麿の作を意識しての詠である。鎌倉、室町時代には和泉佐野は相當な邑となつてゐたのである。『夫木和歌抄』卷廿九松に次の歌が載つてゐる。定家と隆輔である。

後鳥羽院くまのに御幸の時道の程の御會に拾遺愚草 瀬中殿
冬の日をあられ降はへあさたては波になみこすさののまつかせ

熊野十二首歌

こまなつむさののあさげにみわたせば松原とほくふるる白雲

次に歌枕としての佐野を地理的考證を省いて順序もなく掲げてみよう。

○涙こそ行方も知らぬみわの崎佐野のあたりの雨の夕暮

金槐集 源實朝

○今宵をば秋の最中と算へつつ佐野のわたりの月を見るかな 拾玉集 慈 鎮

○駒とめて袖打拂ふ影もなし佐野のわたりの雪の夕暮拾遺愚草 藤原定家

○行方なき宿はと問へば涙のみ佐野のわたりの村雨の空新古今和歌集 藤原定家

○月に行く佐野の渡りの秋の夜は宿ありとても止りやはせむ拾遺愚草 藤原定家

○宿もかな佐野のわたりのさのみやはぬれても行かむ春雨の比 新拾遺和歌集 源 家長

○三輪が崎荒磯みえずかくるてふ波よりまさる神やくちなむ 夫木和歌抄 藤原爲家

○三輪が崎夕潮させばむら千鳥さののわたりに聲うつるなり 同 藤原爲家

○くれぬとて宿かる家もなかりけりさ野のわたりに月はすめども 獅子巖集 涌 蓮

○こよひたれ枕もとらでみわが崎さ野のわたりの月に行くらむ 六帖詠草 小澤蘆庵

○くるしさも忘れてぞきく時鳥佐野のわたりのむら雨のそら 自撰集 本居宣長

○汐高くふぶきに疊るみわが崎さのの渡はけふやためらむ 六帖詠草 小澤蘆庵

六帖詠草 小澤蘆庵

○家ならぬかたもなきまでみわが崎佐野のわたりは賑ひ
にけり

柿園詠草 加納諸平

○雪ふらばたちやよらまし夕づきのかげさへ清き佐野の
松原 同 同

歌人は居ながらにして名所を知るの譬への通り右の歌を
檢しても實地に即しての作は少い。定家は佐野王子に參
詣してゐるから寫實とみられる。一方萬葉集には更に二
首佐野の歌と神前の歌とがある。

秋風の寒き朝けを佐農の岡越ゆらむ君に衣貸さましを

卷三 三六一

神の崎荒磯も見えず袖立ちぬいづくゆ行かむ遊道はな
しに 卷七 一二二六

前者は山部赤人の作であつて、攝津の歌に續いてゐる。

後者は無名作歌である。第一句を三輪の崎と訓むか、神
の崎と訓むか、神崎と訓むかは遽に断定はむつかしい。
しかしこれを和泉の佐野や神前に擬しても反證は擧げ得
ない。何處にも考定し得るからである。『延喜式』の神

前神社の振假名が、どの位古いかは不明だが、「カムサ
キ」と訓ませてある。一方地名の方は現地に於て「カウ
ザキ」と訓んでゐるらしい。神戸が國によつては「カン
ベ」と訓み、或は「カウベ」と讀むの類である。しかし
上代の撥音は語頭に來た場合——これは漢音から日本語に

なつたものに限る——又は語尾に來た場合殆んど「ウ」に
轉ずるのが、日本語の慣はしてあるから、「カウザキ」
が一層古音を現はしてゐて、「カンザキ」は平安朝になつ
てからの訓み方であらう。是が千年來の傳誦であるなら
ば、カウザキに従ふのが適切である。奥麻呂の用字法で
は、この訓を是認しての上のことであるかは字面の上の
みでは決せられない。しかし神前が延喜式以前に浜り、
狭野が播磨風土記以往に溯源し得るとせば、之を和泉に
固定せしむることも敢て躊躇すべき理由もないであら
う。神の字をミワと訓んでこそ紀州説は肯定せられるが、
カミと訓んだ場合には紀州説は成立しないことになる。
ミワと必ずしも訓まなければならぬ理由も見當らない。
それで奥麻呂の旅行の道筋を辿ることによつて、神之崎
は容易にカミノサキとも訓める。茲に於て私は試訓とし
て「カウノサキ」を提唱する。

若しくも降る來る雨か神の崎佐野のわたりに家もあら
なくに

と訓めば、近木川の突端の岬と近木川、見出川、佐野川
のわたり或いは其附近の海岸の船着場を指したことになる、
土屋文明氏と共に此試論を提出する所以である。し
かしカウノサキは私が始めて提唱する試訓である。奥麻
呂は持統天皇に供奉して難波に來て行宮で詔に應ずる歌

を作つて居り、大寶元年十月には持統太上天皇文武天皇の紀伊行幸に供奉して詠歌を残して居る。其折の作歌と思はれるもの、明白なるもの一首を除き、年時不明のものが三首萬葉集に見える。殊に磐代の結松の歌は有間皇子を偲んで歌つた作である。大寶元年十月の紀伊行幸の御道筋は詳らかでない。『續日本紀』には大寶元年九月十八日の條に「丁亥天皇幸紀伊國。冬十月丁未（八日）車駕至武漏溫泉。戊午（十九日）車駕自紀伊至。」とあるのみである。しかし萬葉集には此時の行幸に際し多くの歌が記録されてゐるから一部分の地名は判明する。例へば巨勢山（五四）亦土山（五五）巨勢の春野（五六）白崎（一六六八）三名部の浦（一六六九）湯羅の崎（一六七〇）白神の磯の浦（一六七一）黒牛潟（一六七二）風莫の濱（一六七三）藤白（一六七五）勢能山（一六七六）大我野（一六七七）の如きであつて、しかも不幸にして和泉は出てゐない。若しこの佐野の歌を和泉とすれば此時の唯一の例かも知れない。土屋氏が指摘された如く、天平神護元年の紀伊行幸は大和から紀伊に出られ、和泉河内を經由して還幸あらせられた。此道筋から推測すると、大寶元年の時も同じであつたとも云ひ得るのである。すると、奥麻呂が和泉の海岸を通つたこともあり得るのである。私の粗笨な搜索ではまた適確な資料に之以

上遭遇しないのであるが、一先づこれに擱筆し他日新資料を得るに隨ひ、再び考證の筆を執るであらう。